



2018年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、当社報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度）を導入する方針について決議し、当該決議内容を本日開催の当社取締役会において報告いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の目的と背景

当社は、当社の執行役並びに主要子会社（分社会社）の取締役の一部（以下、「対象役員」という）が株主の皆さまとの一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的として、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入いたします。

当社においては、執行役の役員持株会への加入が従来から定着しており、このことを通じて株主との価値共有を図るとともに中長期的な業績向上に対し責任を持った経営を推進してまいりましたが、現在の役員報酬の一部について譲渡制限付株式報酬とすることにより、中長期的な業績向上の実現をより一層推進いたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象役員に当社の普通株式を保有させるものです。

また、本制度による譲渡制限付株式の割り当てに際しては、当社と対象役員との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結し、対象役員は割り当てを受けた譲渡制限付株式について、一定期間の譲渡又は担保権の設定その他処分をしてはならないことが定められます。

金銭報酬債権の金額水準や譲渡制限付株式に関するその他本制度に関する具体的内容については、当社報酬委員会において今後決定してまいります。

以上